

春日井市資源回収団体奨励金交付要綱

春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱（昭和56年6月1日適用）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般廃棄物の減量及び再利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、予算の範囲内で、再利用が可能な家庭系廃棄物（以下「資源」という。）の回収活動を行う団体に対する奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、継続的に活動している市内の団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、資源の回収活動を行うものとする。

- (1) 子ども会
- (2) 学校等が主体である団体
- (3) 町内会その他の地域で活動する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか営利を目的としない団体

（奨励金の額）

第3条 資源の品目は次に掲げるものとし、奨励金の額は品目ごとに1キログラム当たり5円とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック類をいう。）
- (2) 古着
- (3) アルミ缶
- (4) ガラスびん

（申請手続）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市資源回収団体奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 計量伝票その他の資源の回収品目及び回収量を証する書類
 - (2) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、書類等
- 2 前項の申請書は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査

し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、春日井市資源回収団体奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による決定をした後、申請者の請求に基づいて奨励金を交付するものとする。

（奨励金交付の取消し）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めたときは、交付額の全部又は一部を取り消すことがある。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分に間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後の資源の回収に係る奨励金について適用し、同日前の資源の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第4条関係）

春日井市資源回収団体奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

団体名

住所

代表者氏名

電話番号

資源回収団体奨励金の交付を受けたいので、春日井市資源回収団体奨励金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 回収した品目と申請金額

品目	回収量 (kg)	単価 (円)	申請金額 (円)
合計			

2 資源回収に参加した人数 人

3 団体の種類 (1) 子ども会 (2) 学校、PTAなど (3) 町内会など (4) その他
(その他の場合：団体の主な活動内容)

第2号様式（第5条関係）

春日井市資源回収団体奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日 付けで交付申請のあった資源回収団体奨励金については、
次のとおり交付することに決定します。

- | | |
|------------|----|
| 1 奨励金の額 | 円 |
| 2 奨励金の交付対象 | kg |